

第3節 騒音・振動

1. 騒音・振動の現況

公害問題となる騒音は、工場・事業場等の活動、建設作業、自動車等の交通機関の運行等により生じる不快音です。騒音は各種公害の中でも日常生活に密着したものであり、その発生源も工場・事業場、建設作業現場等のほか、家庭においては冷暖房機器、楽器、ペット類等のいわゆる近隣騒音に至るまで多種多様です。また、感覚的・心理的影響を受けやすく、ごく日常的な要素も騒音になり得ます。

令和4年度の騒音苦情受理件数は17件でした。騒音苦情の発生源は、製造業事業所や建設現場のほか、商業施設等多岐にわたっております。

振動は、その発生源が同時に騒音の発生源であることが多く、感覚的・心理的影響を与える感覚公害ですが、騒音とは違い狭い範囲で物理的被害を生じることがあります。

令和4年度の振動の苦情受理件数は0件でした。

表30 騒音及び振動苦情の経年変化

【騒音苦情】

年度	発生源 製造事業所	土木建築工事	家庭生活	飲食店・商店	運輸機関	その他	計
平成30	0	8	1	1	4	3	17
令和元	1	6	4	3	1	5	20
令和2	1	4	3	2	0	9	19
令和3	4	3	1	4	1	10	23
令和4	1	6	1	1	2	6	17

【振動苦情】

年度	発生源 製造事業所	土木建築工事	家庭生活	飲食店・商店	運輸機関	その他	計
平成30	0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0	0
令和2	0	1	0	0	1	0	2
令和3	0	1	0	0	1	0	2
令和4	0	0	0	0	0	0	0

2. 環境騒音

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の基準は、水質汚濁や大気汚染と同様に、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。本市は権限委譲に伴い、平成24年3月に延岡市告示第90号により、騒音に係る環境基準の地域類型指定をいたしました。環境騒音の代表的なものは自動車騒音です。これは車本体、交通量、道路構造などの要因で発生します。また、騒音規制法第17条によると、指定地域内の自動車騒音が総理府令で定める限度を超えており、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長は公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請することができるものとなっています。

下記に示す通り、新しい「騒音に係る環境基準について」が平成11年4月1日から施行されました。昭和46年に設定された旧環境基準では、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値 ($L_{A50,T}$) が採用されていました。近年、国際的にも採用され、騒音の総暴露量を正確に反映し、住民反応との対応が良好で、また交通量等のデータから沿道の騒音レベルを推計する方法が確立されたこと等から、等価騒音レベル ($L_{Aeq,T}$) に変更し、環境基準も改正されました。また、自動車騒音の要請限度についても平成12年度に改正されました。

表31 騒音に係る環境基準について

(1) 道路に面する地域以外の地域 (評価方法は等価騒音レベル： L_{Aeq})

地域の類型	時間の区分	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌6:00）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とします（令和5年3月31日現在、類型指定はありません）。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とします。

(2) 道路に面する地域

(評価方法は等価騒音レベル： L_{Aeq})

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路^(※1)に近接する空間^(※2)に係る特例基準

(評価方法は等価騒音レベル： L_{Aeq})

昼間	夜間	備考
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼：45dB以下、夜：40dB以下）によることができる。

※1 幹線交通を担う道路の範囲

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、
都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間

①2車線以下・・・・道路端から15m
②2車線を超える・・・道路端から20m

(4) 地域の類型ごとにあてはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A類型	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年延岡市告示第87号）により定められた区域の区分（以下「区域区分」という。）が第1種区域又は第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）である地域
B類型	区域区分が第2種区域である地域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域を除く。
C類型	区域区分が第3種区域又は第4種区域とされた地域。ただし、工業専用地域である地域を除く。

表32 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度 (単位：dB)

区域の区分		基準値 : L_{Aeq}	
区域	道路の車線数	昼	夜
aとb	1車線を有する	65以下	55以下
a	2車線以上	70以下	65以下
b	2車線以上		
c	車線を有する	75以下	70以下
幹線交通を担う道路			

a区域 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準により定められた区域の区分が第1種区域又は第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である区域に限る。）とされた区域

b区域 区域区分が第2種区域とされた区域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である区域を除く。

c区域 区域区分が第3種区域又は第4種区域とされた区域

表33 騒音に係る環境基準の類型指定（町区域：県が指定、市区域：各市が指定）

市（9市）	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市
町（10町）	三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、高千穂町

(資料：宮崎県)

3. 自動車交通騒音

騒音規制法の改正により自動車交通騒音の常時監視が義務付けられ、宮崎県では平成12年度から点的評価による監視を行っていました。しかし、道路に面する住居等の騒音が適切に把握されるように、環境省「騒音に係る環境基準の評価マニュアル・地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、平成15年度には交通量の多い区間について面的評価システムを構築しました。

※点的評価：測定地点の騒音レベルが環境基準に適応しているか評価する方法

面的評価：測定地点の周辺の道路や建物の状況等を考慮して、評価範囲内にある住居の騒音レベルを推計し、環境基準を超過した戸数やその割合で評価する方法

自動車交通騒音については、平成23年度以前は県が測定を行っておりましたが、「騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視、環境基本法第16条第2項に基づく騒音に係る環境基準の地域類型指定等に関する事務」についての権限委譲に伴い、平成24年度より延岡市が面的評価による測定を行っています。令和4年度は、延岡市内の道路に面する2地点において測定を行い、騒音に係る環境基準の達成状況は、以下の通りです。両地点において昼夜とも環境基準を満足する結果となっています。

表34 自動車交通騒音測定結果

(単位：dB)

道路名称		一般国道10号線							
合計車線数		2				4			
測定期間		R4/12/1 11:00～翌11:00				R4/12/1 11:00～翌11:00			
測定場所		沿道	背後地	沿道	背後地	沿道	背後地	沿道	背後地
延岡市北川町長井	4566	延岡市北川町長井	4566	延岡市昭和町	2-45-1	延岡市昭和町	2-45-1	延岡市昭和町	2-45-1
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
環境基準類型	B地域	B地域	C地域	C地域	C地域	C地域	C地域	C地域	C地域
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	夜
環境基準	70	65	65	60	70	65	65	60	60
要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70	70
等価騒音レベル L_{Aeq}	67.3	64.4	47.4	40.7	67.5	61.4	52.0	48.6	
面的評価	昼		夜		昼		夜		
環境基準達成率(%)	100		100		100		100		

※1. 測定地点等価騒音レベルとは、測定路線の1地点で24時間騒音測定した昼間、夜間の等価騒音レベルの平均値です。

※2. 「面的評価」とは監視対象路線の道路端から両側に50mの幅にある住居の総数のうち、環境基準を達成している住居が何戸あるかの割合を示したもので、各住居の受けている騒音レベルは測定地点等価騒音レベルと電子地図(3次元データ情報の入った)等の情報をコンピュータで情報解析して算出したものです。

測定日の一般国道10号線（北川町）における交通量は、昼間112台/20分、夜間31台/20分、全日143台/40分であり、大型車混入率は全日で27.3%、平均走行速度は全日で57km/時でした。

また、一般国道10号線（昭和町）における交通量は、昼間650台/20分、夜間116台/20分、全日766台/40分であり、大型車混入率は全日で11.0%、平均走行速度は全日で56km/時でした。

4. 騒音の規制

4-1 特定工場等についての規制

騒音規制法では、工場・事業場騒音、建設作業騒音及び自動車騒音についてそれぞれ規制しています。この法令は、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の工場・事業場に設置する施設の中で著しい騒音を発生する施設を「特定施設」として定めています。これらを設置している工場・事業場を対象として規制を行なっています。騒音規制法に基づく特定施設や市条例に基づく騒音発生施設を設置している特定工場等については、それぞれ規制地域ごとに規制基準が定められています。表に騒音規制法と市条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準、特定施設及び騒音発生施設を示しました。

表35 騒音規制法と延岡市生活環境保護条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
第1種区域	40以下	45以下	40以下	40以下
第2種区域	50以下	55以下	50以下	45以下
第3種区域	60以下	65以下	60以下	50以下
第4種区域	65以下	70以下	65以下	55以下
その他の区域	50以下	55以下	50以下	45以下

- (注) 1. 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値
 2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。
 (1) 第1種区域 : 良好な住居環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域
 (2) 第2種区域 : 住居の用に供されるため静穏の保持を必要とする地域
 (3) 第3種区域 : 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域
 (4) 第4種区域 : 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
 (5) その他の区域 : 都市計画区域内で、第1種区域から第4種区域までを除いた区域……(市条例による)
 3. 第1種区域以外の区域で学校、保育所、入院施設のある病院、図書館、老人ホームの周囲50m以内の区域における規制基準は、表の基準から5デシベル減じた値とする。(条例別表第3. 備考7)

表36 騒音規制法に基づく特定施設及び延岡市生活環境保護条例に基づく騒音発生施設

(○囲み数字と英文字は市条例によるもの)

1 金属加工機械

- ア. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
- イ. 製管機械
- ウ. ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- エ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
- オ. 機械プレス (呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。)
- カ. せん断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- キ. 鍛造機
- ク. ワイヤーフォーミングマシン
- ケ. ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- コ. タンブラー
- サ. 切断機 (といしを用いるものに限る。)
- ア. 高速切断機
- ビ. 研磨機
- シ. 自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤
(同一建物に、5台以上設置するものに限る。)

2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) a. (市条例: 3.75kW以上)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 <ul style="list-style-type: none"> ア. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) イ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) ア. コンクリートブロックマシン
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械 <ul style="list-style-type: none"> ア. ドラムバーカー イ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ア. (市条例: 出力制限なし) ウ. 碎木機 エ. 帯のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ビ. (市条例: 出力制限なし) オ. 丸のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> カ. (市条例: 0.75kW以上) カ. かんな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ダ. (市条例: 0.75kW以上)
8	抄紙機
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)
(12)	天井走行クレーン及び門型走行クレーン
(13)	クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
(14)	集じん機
(15)	冷凍冷蔵機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
(16)	洗瓶機
(17)	オイルバーナー (ロータリーバーナー及びガソリンタイプバーナーを除く)
(18)	遠心分離器 (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
(19)	石材引割機
(20)	スチームクリーナー
(21)	板金又は製缶の作業場
(22)	木材加工作業場 (業として電気のこぎり又は電気かんな等 (この表中7-オ、7-カ、に掲げる施設を除く) を使用して木材の切削を行なう作業場であって、建築工事の現場において臨時的に行なう作業を除く。)

4-2 特定建設作業についての規制

特定作業として行なわれる作業の中で著しい騒音を発生する作業は、「特定建設作業」として騒音規制法で作業時間等が規制されており、また届出も義務付けられています。特定建設作業の実施に当たっては、地域住民への事前説明を行なうほか工法の選定、作業時間等についても十分に配慮するように指導を行なっています。表に騒音規制法及び市条例に基づく特定建設作業の規制基準を示しました。

表37 騒音規制法及び延岡市生活環境保護条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

(○囲み数字は市条例によるもの)

特定建設作業の種類（騒音）	規制基準	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日ににおける作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85デシベルを超えないこと	午後7時から	午後10時から	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	禁
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50メートルを超えない作業に限る。）							
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業							
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業							止
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業							
⑨. 電動工具を使用するはつり作業							
⑩. インパクトレンチを使用する作業							
⑪. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50メートルを超えない作業に限る。）							
⑫. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業							
⑬. 振動ローラーを使用する作業							

第32節
騒音・振動

(※) 例外作業として災害その他非常事態発生の場合、人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行なう場合等の作業等には適用除外の特例があります。

(注) 「第1号区域」・・・・・・指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

(注) 「第2号区域」・・・・・・指定地域のうち「第1号区域」以外の区域

4-3 騒音規制法に基づく特定施設・特定建設作業の届出状況

表38に特定施設、表39に特定建設作業の届出状況を示しました。

表38 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

単位：件

施設の種類	年度				令和3年度				令和4年度			
	工場等数		施設数		工場等数		施設数					
	増減	累計	増減	累計	増減	累計	増減	累計	増減	累計	増減	累計
1. 金属加工機械	0	99	0	275	0	99	1	276				
2. 空気圧縮機及び送風機	0	200	33	2,010	0	200	77	2,087				
3. 土石用破碎機等	0	8	6	45	0	8	1	46				
4. 織機	0	4	0	10	0	4	0	10				
5. 建設用資材製造機械	0	7	0	16	0	7	0	16				
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	0	0				
7. 木材加工機械	0	50	2	142	0	50	0	142				
8. 抄紙機	0	1	0	4	0	1	1	5				
9. 印刷機械	0	33	0	150	0	33	0	150				
10. 合成樹脂用射出成形機	0	6	0	129	0	6	0	129				
11. 鋳型造型機	0	3	0	9	0	3	0	9				
計	0	411	41	2,790	0	411	87	2,877				

表39 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

単位：件

作業の種類	年度		H30	R1	R2	R3	R4
1. くい打機を使用する作業			5	4	9	5	3
2. びょう打機を使用する作業			0	0	0	0	0
3. さく岩機を使用する作業			40	38	20	25	30
4. 空気圧縮機を使用する作業			1	3	6	2	2
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業			0	0	0	0	0
6. バックホウを使用する作業			187	187	184	205	184
7. トラクターショベルを使用する作業			1	0	2	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業			0	0	0	0	0
計			234	232	221	237	219

5. 振動の規制

振動規制法では、工場・事業場振動、建設作業振動、道路交通振動について規制しています。この法令は、騒音規制法と同様に、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設を設置している工場・事業場を対象として規制を行なっています。振動規制法は、騒音規制法と類似した法体系となっています。

5-1 特定工場等についての規制

表40 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌8:00)
第1種区域		60以下	55以下
第2種区域		65以下	60以下

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値

(注2) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいう

第1種区域： 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域： 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活の環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表41 振動規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械
	ア. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	イ. 機械プレス
	ウ. せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	エ. 鍛造機
	オ. ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械
	ア. ドラムバークー
	イ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械 （原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機 （ジョルト式のものに限る。）

5-2 特定建設作業についての規制

特定作業として行なわれる作業の中で著しい振動を発生する作業は、「特定建設作業」として振動規制法で作業時間等が規制されており、また届出も義務付けられています。特定建設作業の実施に当たっては、地域住民への事前説明を行なうほか工法の選定、作業時間等についても十分に配慮するように指導を行なっています。表に振動規制法及び市条例に基づく特定建設作業の規制基準を示しました。

表42 振動規制法及び延岡市生活環境保護条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

(○囲み数字は市条例によるもの)

特定建設作業の種類（振動）	規制基準	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における 作業期間	日曜・休日における 作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75デシベルを超えないこと	午後7時から	午後10時から	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	禁
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50メートルを超えない作業に限る。）							
4. ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50メートルを超えない作業に限る。）							止
⑤. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業							
⑥. 振動ローラーを使用する作業							

(※) 例外作業として災害その他非常事態発生の場合、人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合等の作業等には適用除外の特例があります。

(注) 「第1号区域」……指定地域のうち、第1種区域、第2種区域（工業地域においては、学校保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域に限る。）

「第2号区域」……指定地域のうち「第1号区域」以外の区域

表43 道路交通振動の要請限度（dB以下）

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌8:00)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

5-3 振動規制法に基づく特定施設・特定建設作業の届出状況

表44に特定施設、表45に特定建設作業の届出状況を示しました。

表44 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

単位：件

施設の種類	年度	令和3年度				令和4年度			
		工場等数		施設数		工場等数		施設数	
		増減	累計	増減	累計	増減	累計	増減	累計
1. 金属加工機械		0	25	0	55	0	25	0	55
2. 圧縮機		0	37	0	136	0	37	2	138
3. 破碎機等		0	4	0	6	0	4	0	6
4. 織機		0	0	0	0	0	0	0	0
5. コンクリートブロックマシン等		0	0	0	0	0	0	0	0
6. 木材加工機械		0	6	0	9	0	6	0	9
7. 印刷機械		0	4	0	15	0	4	0	15
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		0	0	0	0	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形器		0	4	0	25	0	4	0	25
10. 鑄型造型機		0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	80	0	246	0	80	0	248

表45 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

単位：件

作業の種類	年度	H30	R1	R2	R3	R4
1. くい打機を使用する作業		4	2	3	2	1
2. 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		0	1	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業		2	6	0	0	0
4. ブレーカーを使用する作業		26	24	8	21	23
計		32	33	11	23	24

6. 規制地域区分と用途地域

騒音、振動及び悪臭に係る規制地域と騒音に係る環境基準の地域の類型は、都市計画区域内の用途地域に応じて設定されています。

表46 規制地域区分と用途地域の対応表

用途地域	規制地域				騒音に係る環境基準の地域の類型	
	騒音		振動			
	工場	建設作業	工場	建設作業		
第1種低層住居専用地域	第1種	第1号	第1種	第1号	A類型	
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住宅専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
第1種住居地域						
第2種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域						
商業地域						
準工業地域						
工業地域	第4種	第2号	第2種	第2号	B地域	
工業専用地域	第4種			—	一部B地域	
その他の地域	地域の実態、周辺の規制区分に対応				必要な場合C地域	

北方町、北浦町、北川町においては、次表のとおり一部の区域について指定されています。

表47 北方町、北浦町、北川町の規制地域区分の有無

地域	規制地域				騒音に係る環境基準の地域の類型	
	騒音		振動			
	工場	建設作業	工場	建設作業		
北方町	一部 第3種	一部 第1号	一部 第2種	一部 第1号	—	
北浦町	—	—	—	—	—	
北川町	一部 第2種 第3種	一部 第1号	一部 第1種 第2種	一部 第1号	一部C地域	